

平成28年度 第5回三郷区地域協議会

次 第

日時：平成28年10月28日(金)午後7時～
会場：三郷地区公民館 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

- (1) 平成28年度地域活動支援事業の完了について (5分)

4 議題

- (1) 自主的審議事項
「三郷区における高齢者支援の取組について」 (70分)

- (2) 地域協議会及び地域活動支援事業にかかる課題と改善策について
(5分)

- (3) 地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて
(30分)

5 事務連絡

6 閉 会

平成28年度 地域活動支援事業実績報告【三郷区】

整理 No.	提案団体名	事業名
3	三郷地区次世代活性化委員会	さんごう防災DAY事業

様式（委員用）

（案）

平成 年 月 日

三郷区地域協議会自主的審議に係る提案書

三郷区地域協議会
会長 山口 典夫 様

提案者名 山口 典夫

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	三郷区における高齢者支援の取組について
<p>内 容</p> <p>※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等 	<p>【提案理由】 三郷区地域協議会では、平成27年度から「三郷区の高齢者支援」をテーマに意見交換や視察研修などを行っており、上越市が実施している「地域支え合い事業」について、先進事例の勉強など取り組んでいるところである。「地域支え合い事業」は、三郷区においては現在JAえちご上越が委託を受けて実施しているが、市の方針では、三郷区を含め市内全体において、将来的に地域の住民組織へ委託して実施することとなっている。この「地域支え合い事業」に関して、今後地域において様々な課題が生じることが想定されるため、地域協議会において議論し、課題解決に向けて取り組むために、自主的審議を提案するものである。</p> <p>【地域の現状】 三郷区においては、「地域支え合い事業」を受託できる住民組織が存在しない。地域での受託を行う場合、その組織づくりから取り組む必要がある。その他にも、具体的に議論を進めていった場合、様々な課題が浮き彫りになると考えられる。</p> <p>【今後の見通し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での課題の洗い出し ・町内会長連絡協議会との意見交換 ・必要に応じて地域住民や関係者との意見交換

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけではなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱います。

1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に関係する担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初で開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

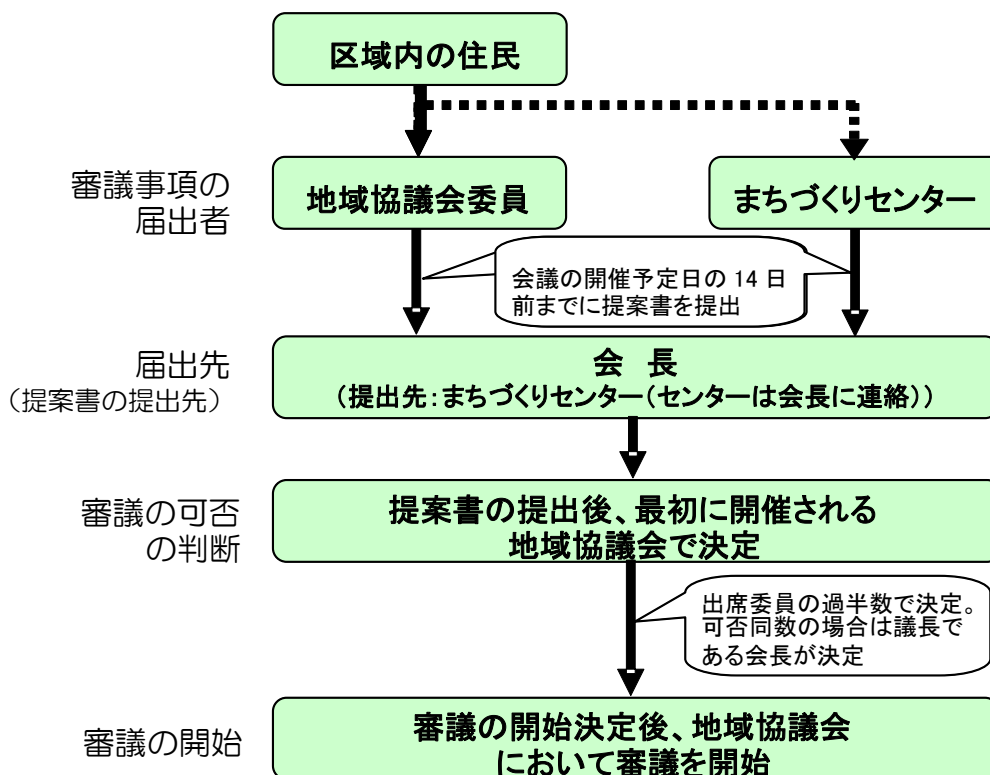
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】

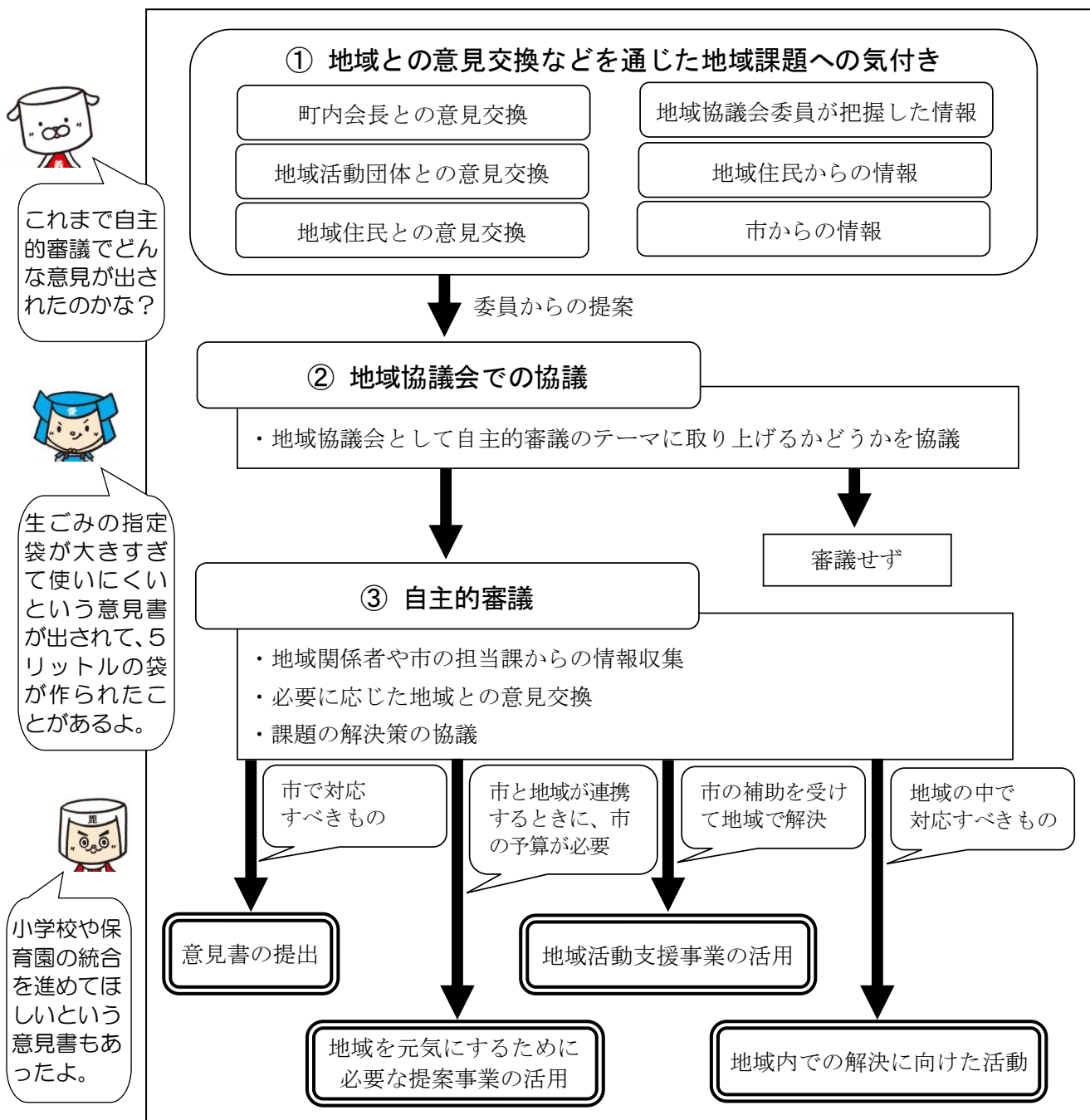


○自主的審議とは

地域協議会は、自主的な判断で地域自治区の区域における課題等について審議することができます。自主的審議事項として話し合った結果については、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

ただし、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、地域自治区に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。

図6：自主的審議の流れ



三郷区地域協議会委員研修会に関する意見一覧

1. 組織づくりについて①

①公から地域が受け皿となり組織を作り、行動するとなると多くの課題が発生することがわかった。

三郷地区の現在までの経過をみると、町内会長も交代制であり様々な人の出入があり、自分勝手な考えの人が多く、強力な体制作りに疑問を持ってしまう。よって、強力なリーダーシップと強力な補佐体制作りが課題となる。町内会長連絡協議会長がリーダーとなって検討委員会・準備会を立上げるにしても、地区内の幅広い層からの選出が望ましい。

「諏訪の里づくり協議会」を参考にしながら、三郷地区独自のやり方で、当初は小さいことから徐々に大きくしていくことが望ましい。

②「諏訪の里づくり協議会」という母体を基に各委員会の事業を行っているが、三郷地区にはその母体となる組織が無い状況である。今後、地域支え合い事業を受託するには、まず、三郷地区〇〇〇協議会を設立し、地域事業をいかにすべきか等、地域の舵取りが必要と考える。

③これからの協議の参考になりました。今後については、町内会長連絡協議会と振興会的な会をつくるべく、設立準備会を立ち上げて、そこで内容を協議する。

④諏訪地区は組織だって地域を活性化しようと今から30年も前に里づくり協議会が設立されていたのには驚いた。三郷地区には、諏訪地区のような里づくり協議会はないが、協議会のない良さもあると思うので、独自の 방법으로地域支え合い事業を考えていかなければならないと思う。

また、三郷地区の現状と課題を、町内会長、地域協議会委員、他団体代表等で共有し、将来像を思い描き、具体的に考えていきたいと思う。その際、市からのアドバイスをいただきながら、町内会長連絡協議会が中心になって進めてほしい。

⑤三郷地区の各団体をまとめる組織を作った方が良いのではないかと。事業をするのであれば、まず人材を確保できるのか、育てていけるのかなどを考える必要がある。

⑥地域支え合い事業の受託に向けて各団体と共に話し合いをする。

(例：市職員、コーディネータ専門職員、町内会長協議会、小中学校、青少年育成協議会、小中学校PTA同窓会、防犯組合、交通安全協議会、その他の団体)

1. 組織づくりについて②

⑦諏訪の事例を拝聴して、第一印象は各組織を結集し、里づくり協議会として結成されたことに感心した。「諏訪のすがたの組織図」を見ると非常に多岐にわたっているが、各専門委員会の方々が一生懸命携わって活動されていると思うが、中身が伴う充実したものになっているか、協議会のトップはどのように把握されているのか。三郷区においては諏訪区と同じような各組織はあるが、独立して活動を行っているのが現状である。一つの組織に集結するとなれば、各組織の代表が一同に集まり協議しなければならない。

今回は「すこやかサロン三郷」の問題なのでサロンを運営する受皿をつくり、将来的に支え合い事業に関係するものから統合拡大していても良いのではないかと。

2. 「地域支え合い事業」の運営について

①役員、常勤職員、ドライバー等人選がカギになりそう。サロンに参加される人数の確保をどうするか。

②費用対効果が疑問。

3. 三郷区全体の取組について

①三郷区でも「諏訪の里づくり協議会」のような組織を作って活動する場合、地域のどの年代を中心に物事を進めていくのか。今ある物の中より、ない物に目をむけていくのか、新たな目標をたてるのか。年代別にアンケートのような物を作成し、地域に合った物をこつこつ見出していき、今後に向けていった方が良いのではないかと考えた。

4. その他

①このような施策を行うのであれば、市役所の改革が必要。

地域活動支援事業募集要項に関する意見

①募集要項について

No.	意見内容	提案者
1	少額でも自己負担を入れる。	池内委員
2	「三郷区地域活動支援事業」であるので、募集内容を拡大してはどうか。	二野委員
3	募集要項のタイトルを「私たちの地域をもっとよくする『まちづくり活動』の提案を募集します！」から「みんな一緒に私たちの地域をもっとよくするまちづくりの活動の提案を募集します」に修正する。	山田委員

②周知方法について

No.	意見内容	提案者
1	地域活動支援事業の制度をまだ知らない人が多いので、もっと制度の内容を分かりやすく説明する場を設ける。	伊藤委員
2	町内会長連絡協議会を通じて、過去の事例、採択できる内容等説明の場を設けた方が良いと思う。町内会長が代わると知らない方もいる。	二野委員

③制度上の制約がある意見とその理由等

No.	意見内容	理由
1	周知及び事業の相談の開始日を、例えば2月1日からなど、早目に行えないか。 (尾崎委員)	新年度予算の成立前に募集を開始することはできないため、これ以上募集要項の配布を早めることはできません。 なお、事業の相談については、事務局で随時受け付けています。
2	レクリエーションが多すぎる。(池内委員)	地域活動支援事業は地域の活力向上を目的のひとつとしており、地域の皆さんが元気になるレクリエーションなどは、積極的に取り組むべきと考えます。
3	採択されている事業は、毎年同じ団体が多く、特に三郷小関係が多く偏りすぎているように感じる。(二野委員)	市内で活動する5人以上で構成される団体であれば提案ができるものであり、積極的に活動されているものと考えます。